

第1回臨時会

可決した議案

区長提出議案

平成20年度中野区一般会計補正予算(第5次)
歳入歳出に、それぞれ1億6522万7千円を追加計上し、予算額は、101

第1回定例会

可決した議案

区長提出議案

中野区教育委員会委員任命の同意について(2件)
平成20年度中野区一般会計補正予算(第6次)
歳入歳出から、それぞれ7億4290万円を減額し、予算額は1007億890

区政目標体系の変更に伴い、拠点まちづくり推進室の名称をまちづくり推進室に改めます。

母子生活支援施設建設工事請負契約
母子生活支援施設の代替え工事契約締結にあたり、議決をしたものです。

保険料率、介護納付金賦課限度額及び保険料の減額に係る基準額を改めるとともに、児童福祉法の改正に伴い、規定を整備します。

中野区事務手数料条例の一部を改正する条例
長期優良住宅の普及の促進に関する法律の施行に伴い、手数料を新設します。

中野区介護従事者処遇改善臨時特例基金条例
介護報酬の改定に伴う介護保険料の急激な上昇を抑制するため、国から、介護従事者処遇改善臨時特例交付金が交付されるにあたり、基金を設置し、積立額、管理、運用益金の処理などを定めます。

議員提出議案
議員の派遣について
第47回東京河川改修促進連盟の総会及び促進大会に議員を派遣します。

中野区職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い、条例で定める育児短時間勤務の形態を改めます。

中野区立商工会館条例の一部を改正する条例
商工会館の一部を貸し付けるにあたり、同会館における営利目的行為の禁止に係る規定を改めます。

中野区子ども医療費の助成に関する条例及び中野区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例
児童福祉法の改正に伴い、規定を整備します。

中野区自動車駐車場条例
松が丘高齢者福祉センターの指定管理者を指定するもので、指定の期間は平成21年4月から4年間です。

中野区立福祉住宅条例の一部を改正する条例
高齢者アパート及び身体障害者アパートの廃止などに伴い、規定を整備します。

中野区組織条例の改正に伴い、建設委員会の所管の規定を改めます。
意見書
(1件・次項に掲載)

中野区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
妊娠初期休暇を廃止し、新たに妊娠症状対応休暇、早期産産休暇及び育児参加休暇を規定します。

中野区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
義務教育等教員特別手当の月額限度額を改定します。

中野区立福祉住宅条例の一部を改正する条例
障害者福祉作業施設を、障害者自立支援法に基づく事業を運営する団体の使用に供するため、規定を改めます。

中野区立福祉住宅条例の一部を改正する条例
高年齢者アパート及び身体障害者アパートの廃止などに伴い、規定を整備します。

中野区立福祉住宅条例の一部を改正する条例
高年齢者アパート及び身体障害者アパートの廃止などに伴い、規定を整備します。

中野区立福祉住宅条例の一部を改正する条例
高年齢者アパート及び身体障害者アパートの廃止などに伴い、規定を整備します。

平成21年度中野区一般会計補正予算(第1次)
歳入歳出から、それぞれ11億1821万3千円を減額し、予算額は309億4978万7千円となりました。

平成21年度中野区国民健康保険事業特別会計補正予算(第1次)
歳入歳出から、それぞれ3億2914万6千円を減額し、予算額は22億8085万4千円となりました。

平成21年度中野区後期高齢者医療特別会計補正予算(第1次)
歳入歳出から、それぞれ3億2914万6千円を減額し、予算額は22億8085万4千円となりました。

平成21年度中野区後期高齢者医療特別会計補正予算(第1次)
歳入歳出から、それぞれ3億2914万6千円を減額し、予算額は22億8085万4千円となりました。

平成21年度中野区後期高齢者医療特別会計補正予算(第1次)
歳入歳出から、それぞれ3億2914万6千円を減額し、予算額は22億8085万4千円となりました。

平成21年度中野区後期高齢者医療特別会計補正予算(第1次)
歳入歳出から、それぞれ3億2914万6千円を減額し、予算額は22億8085万4千円となりました。

平成21年度中野区後期高齢者医療特別会計補正予算(第1次)
歳入歳出から、それぞれ3億2914万6千円を減額し、予算額は22億8085万4千円となりました。

第1回定例会

可決した意見書

遠位型ミオパチー治療薬開発の早期実現を求める意見書

遠位型ミオパチーとは、手足の先から徐々に筋力が低下していく進行性の筋疾患ですが、いまだに国の難病指定及び特定疾患認定をされていません。この疾患の特徴は、多くの場合歩行困難となり、日常生活の介助が必要となります。やがて患者のほとんどが寝たきりになります。



治療法は確立されておらず、日本での患者数は300人から400人と推定されています。しかし、その実態は把握されてなく、患者は多くの不安を抱きながら生活しています。

1 遠位型ミオパチーを難治性疾患克服研究事業及び特定疾患治療研究事業の対象疾患に指定すること。

2 遠位型ミオパチーの研究費を増額し、さらなる研究を推進すること。

3 希少疾患の新薬開発を推進する制度を早急に確立すること。

(衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣あて)